

◆令和3年6月に諮詢を受け、同年8月から令和4年4月まで計5回の水質部会において、関係者ヒアリング等を経て、「今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について」取りまとめた。

1 背景

- 大阪府では、国の総量削減基本方針に基づき8次にわたり総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を設定し、化学的酸素要求量（COD）等の汚濁物質の総量の削減等の取組みを推進。
また、国の瀬戸内海環境保全基本計画に基づき大阪府計画を策定し、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等の取組みを推進。
- 国において、これらの制度の見直しが進められ、令和4年1月に総量削減基本方針が策定された。
また、令和3年6月に改正瀬戸内海環境保全特別措置法が公布されるとともに、令和4年2月には瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定された。

◇第9次総量削減基本方針（R4.1）（「大阪湾」に係る部分）

- 大阪湾は、湾全体としては現在の水質を維持するための取組みを継続しながら、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することを目標とし、削減目標量の達成を図る。

◇改正瀬戸内海環境保全特別措置法（R3.6公布、R4.4施行）の概要

- ①地域合意による栄養塩類の供給等、管理のルールの整備、②自然海浜保全地区の指定対象拡充による藻場・干潟の再生・創出の取組みの推進、③海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制対策の推進等により、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進。

◇瀬戸内海環境保全基本計画の変更（R4.2）のポイント

- 各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨。
- 気候変動や海洋プラスチックごみといった、近年クローズアップされてきた課題は、個々の地域での取組みに加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組みを促進。

2 今後取り組むべき施策のあり方

- 重点的に検討した3つの事項について、今後取り組むべき施策のあり方を審議した結果、以下に掲げる取組み等を推進することが適当。

検討事項	今後取り組むべき施策
湾奥部の水質改善	これまでの総量削減等の取組みの継続的実施
	将来的な総量削減制度に係る課題等の整理・検討
	干潟等の浅場の保全・再生
	小型の環境改善施設の設置等による水質改善や生物生息の場の創出及び技術の確立
	既存の護岸における水質改善や生物生息の場の創出の取組促進
	環境配慮型構造物の採用
	海底耕耘の継続的実施
	漬地埋め戻しの推進
湾南部の栄養塩濃度の管理のあり方	栄養塩類の過度な偏在の解消や底層DOの改善に向けた取組みの推進
	ノリ養殖場周辺等の特定の海域における栄養塩濃度管理の検討
多様な生物を育む場の創出	湾南部全体における栄養塩濃度管理の検討
	湾奥部における水質改善や生物生息の場の創出の取組み
	大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョンに基づく取組み
	干潟等の浅場の保全・再生
	企業、NPO等との連携した取組みの促進
	海洋プラスチックごみ対策の推進
	大阪湾の生物生息環境等に影響を及ぼす可能性のある事象に係る情報収集

3 第9次総量削減計画・総量規制基準、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方

第9次総量削減計画・総量規制基準への反映

- 令和6年度における発生源別の削減目標量は、国の総量削減基本方針に基づき、これまでの取組みを維持することとし、以下のとおりすることが適当。
- 削減目標量の達成の方途、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項については、総量削減基本方針や、本答申における今後取り組むべき施策を、総量削減計画に反映させて推進する必要がある。

◇大阪府の削減目標量と発生源別の削減目標量

(単位：トン/年)

	大阪府の削減目標量※ (令和6年度)	(参考) 令和元年度における量	発生源別の削減目標量		
			生活排水	産業排水	その他
化学的酸素要求量	4.1	4.4	3.1	5	4
窒素含有量	4.3	4.4	2.4	5	1.3
りん含有量	2.5	2.7	1.5	0.4	0.7

※「削減目標量」は目標年度における汚濁負荷量のことであり、大阪府の削減目標量は国の総量削減基本方針で示された値
※四捨五入の関係で各欄の合計と合計欄の値とが一致しないものがある。

◇総量規制基準

- 大阪湾を含む瀬戸内海については、国から示されるC値の範囲が据え置かれたこと等を踏まえ、第9次総量削減においては、総量規制基準のC値を現状から変更せず、これまでの取組みを継続することが適当。

◇第10次総量削減に向けて

- 第9次総量削減に係る取組みと並行し、引き続き調査研究が必要な事項や、人口減少等の社会構造の変化や気候変動等が、大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得ることを考慮し、第10次総量削減に向けた課題等についても整理・検討する必要がある。

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画への反映

● 大阪湾のゾーニング

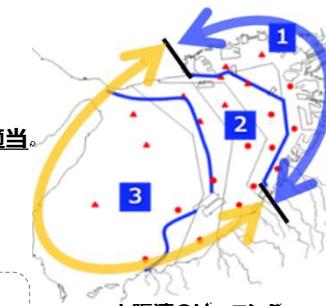
基本計画において湾、灘内の特定の水域ごとの実情に応じた対策の必要性が指摘されていることを踏まえ、現行計画における考え方を継続することが適当。

● 今後めざすべき大阪湾の将来像

国的基本計画の変更内容及び本部会の検討結果を踏まえ引き続き、現行計画で示されている将来像とすることが適当。

【将来像】多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現

- ・多様な生物を育む場が確保されている
- ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている
- ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている



大阪湾のゾーニング

● 計画の個別目標

基本計画の変更における項目の組み換え・見直し及び、「海洋プラスチックごみを含む漂流・海底ごみへの対応」、「気候変動への対応」の追加を、大阪府の計画に反映する必要がある。

● 目標達成のための基本的な施策

基本計画の変更内容や、本報告における今後取り組むべき施策を、大阪府の計画に反映させて、きめ細かく推進する必要がある。

● 施策の進捗状況の点検指標

基本計画の変更による「主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標」の追加などの点検指標の見直しを受けて、検討する必要がある。